

保有個人情報の開示の方法に関する定め

三郷市における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第87条第1項及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第23条の規定により、保有個人情報の開示の方法を、以下のとおり定める。

第1 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、(3)にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、市が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により行うことができる場合に限る。

- (1) 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、(2)に規定するもの）の閲覧
- (2) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラー又は白黒で複写したものの交付
- (3) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

第2 電磁的記録については、市が保有するプログラムにより行うことができる場合には、次に掲げる方法により開示を行う。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- (2) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- (3) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

第3 第1、第2いずれの方法によっても開示を行うことができない場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第9条各項に定める方法に準じた方法により開示を行うことができる。